

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において開示しないこととした部分のうち、別表1及び2に掲げた情報を開示すべきである。また、宮城県知事は、刑事確定訴訟記録の写しを、情報公開条例第2章に定める開示請求の規定が適用されない行政文書として取り扱うべきである。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、情報公開条例（情報公開条例の一部を改正する条例（平成14年宮城県条例第60号）による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成13年8月2日、「7月31日公表の『公共工事に関する特別調査報告書』にまとめられた調査で、職員から聞き取った内容を記した調査票。また、報告書を作成するために内容を整理した資料。また、第一次調査、第二次調査で『結果の概要』に登場する職員の所属、氏名、行為があった地方機関名がわかる調査資料」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。
 - a 「公共工事に関する特別調査（基本方針）」、各部長あて通知、本人あて通知
 - b 刑事確定訴訟記録写し
 - c 聴き取り対象者一覧表
 - d 工事一覧表
 - e 「公共工事に関する聴き取り調査項目について」
 - f 「聴き取り回答票」
 - g 集計表
 - h 「公共工事に関する聴き取り回答票（第二回目）」
 - i 「公共工事に関する聴き取り回答票（第一次聴き取りに基づく再調査）」

その上で、実施機関は、本件行政文書のうち、a、d及びeについては開示し、bについては開示せず、c及びfからiまでについては一部を除いて開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成13年9月7日、一部

を開示しない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

(1) 条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当する。

「刑事確定訴訟記録は、法令の規定により、公開することができないとされている情報に該当する。

刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）は、保管記録の閲覧を保管検察官の処分によるものとし、開示・非開示の要件、開示の手続、不服がある場合の手続等について、自己完結的に規定している。

したがって、刑事事件記録の閲覧・謄写を許可された行政機関が、当該記録を開示することは、同法の趣旨・目的に反することになる。」

(2) 条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当する。

「特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が含まれている。このうち、民間人の氏名等は、ただし書イ（公表情報）、ただし書ロ（公務遂行情報）のいずれにも該当しないため、第 2 号に該当する。」

(3) 条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当する。

「特定の法人等が識別され、又は識別され得る情報が含まれている。こうした情報が、事実確認ができないままに開示されると、当該法人等が行った行為が客観的事実であるとの誤解を招くおそれがあり、当該法人等の社会的評価が損なわれると認められる。」

(4) 条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当する。

「特定の個人、法人等が識別され、又は識別され得る情報が含まれている。今回の調査は、職員に事実を述べてもらうため、職員の所属、職、氏名、聴取した第三者の個人名や法人名等について公開しない前提で実施したものであるが、この種の調査は、こうした条件があってはじめて、実態の把握が可能となるものである。

したがって、事後であっても、当該情報を開示することになれば、今後同種の調査を行う場合に調査の円滑な実施が困難になり、調査の目的が達成できなくなる。」

3 異議申立人は、平成13年 9 月10日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）における意見陳述で主張している異議申立ての内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 宮城県石巻農林振興事務所を舞台にした競売入札妨害事件に端を発し、宮城県政は平成13年、「官製談合」問題に揺れた。業者間の談合に目を光らせるべき役所が談合に手を貸す「官製談合」は、官と業が癒着して税金を無駄遣いする行為の典型にほかならない。文書の開示請求は、県が実態調査のため実施した公共工事に関する特別調査についてより詳しく把握し、根深い官製談合問題の取材に活用するのが大きな目的だった。

調査結果を受け、業者の指名や設計価格漏えいなどにかかわったとして、県が職員ら7人を処分し、調査が端緒となり、現職県議が競売入札妨害、あっせん収賄罪で起訴、現職県職員が競売入札妨害罪で略式起訴される事件にまで発展した。調査結果で判明した事が、いかに重大な事だったかは、調査が事件の端緒になったことで証明されたとも言える。そうした調査結果の関係文書にもかかわらず、部分開示とされた判断に異議がある。問題としたいのは、条例第8条第1項第7号だけを根拠としている部分開示の判断である。

(2) 今回のような種類の調査について、職員の氏名などを公開しないという条件があって、実態の把握が可能となるとしているが、必ずしもそうとは言い切れない。本来、公務員たる職員は、適正に行政の運営に当たることが求められており、自らの業務の適正さに関連して疑義があるとして調査などが行われる場合には、氏名などの公開の有無にかかわらず、そうした調査に誠実にこたえる倫理的な義務があると考えられる。一定の条件を付けなければ、職員は正直に答えないとでもいうような決めつけは、正当だろうか。実施機関は「本件回答票の中には、実際に働きかけを受け、これに応じたことを認める内容のものも含まれているが、これは、回答内容が開示されないことを前提として聴取対象職員が任意に回答したものと考えられる」としているが、開示されてもやむを得ないと考えて回答した職員がいた可能性は否定できないし、開示されないことだけが前提だったかは不明である。

同様な理由で、今回、非開示とされた情報を開示すれば、「今後の同種の調査を行う場合に調査の円滑な実施が困難になり、調査の目的が達成できなくなる」との判断にも誤りがあると考えられる。今回の調査で判明した事実は重大である。事の

重大性を認識すれば、調査側から当初説明された内容に変更があろうと、受け入れる職員も出てこよう。何より、こうした過去と真摯に向き合う姿勢があれば、行政の適正化や県民の理解と信頼の確保などを重視する考え方から、職員が調査に協力することは十分考えられ、「調査の円滑な実施が困難になり、目的が達成できない」という今回の判断は、抽象的な危惧に過ぎない。

- (3) 今回の調査結果を受け、県は職員への懲戒処分を実施し、さらに、調査結果をきっかけにした宮城県警の捜査は競争入札妨害事件、汚職事件に発展し、職員1人が競争入札妨害罪で略式命令を受け、有罪となっている。調査の結果として懲戒処分などの不利益処分を受けることは広く職員らに認識された。氏名などの開示にかかわらず、職員が調査に正直に答えにくい状況は発生している。氏名などが開示されることと、懲戒処分などを受けることは、職員が事実を述べにくくなる要因という意味では同様に評価できる側面がある。

職員が自らの不利益になることを覚悟してでも調査に協力する状況は十分あると考えるが、実施機関のように「この種の調査は、こうした条件（氏名などの非開示）があってはじめて実態の把握が可能になる」との立場に立てば、懲戒処分などを実施したことで、同種の調査を将来行った場合に実態の把握を可能にする前提がすでに崩れているとも言える。既に「同種の調査の実施を困難にする事態」は、懲戒処分などによって生じているのであり、その理由だけで非開示処分とすることはできないと考える。

- (4) 職員名などを公開しない前提をつけて行う調査の手法が認められるとしても、そうした情報を実際に公開するかどうかは、情報公開の原則に立ち返って判断すべき内容である。公開しない約束で聴取すれば、一律に公開できないとする判断は正しくない。今回に当てはめれば、調査結果で判明した事実は重大であり、職員と調査チーム（あるいは知事）間の約束という行政組織の内部的な手続きの重みと、県民に公開すべき重要性を持つ情報かどうかを比較衡量する必要がある。

条例第8条第1項第7号だけを根拠としている部分は全面的に開示すべきと考える。仮に、職員名を直接的に公表することが、調査時点の取り決めの経緯から、情報の重大さと比較しても今後の行政運営に支障があるとする。そのように職員名を公表しない場合でも、本命業者の推薦や設計価格などの教示・示唆、業者などの働きかけに応じた業者の指名など、調査結果で問題性が指摘された行為に関連する事業・工事名、地域名、出先機関名、行為の時期などは、開示すべき情報に当たる。

- (5) 情報公開は、県民が行政をチェックするための不可欠な要素の一つである。捜査機関の捜査対象にもなるような不適正な、あるいは違法な行為が行われた可能

性が高い場合，県民としては，いつ，どこで，どのような行為があり，その結果，県の財政や法秩序などにどんな悪影響をもたらしたのかは，県民が当然，知る必要がある情報である。どこの，いかなる事業で行為があったのかが判らなければ，その結果税金の無駄遣いなどがあったのかどうか，チェックをすることは極めて難しくなる。

再発防止策を打ち出すのはもちろんだが，過去の正確な検証なしに抜本的な解決策はあり得ない。事業・工事名，時期などが公開されれば，その情報から当該の職員名が推測される可能性は否定できないが，公開の必要性を考慮すれば許容できる範囲である。

- (6) 県が公開した文書「聴き取りを受ける際の留意事項」には，「事実を述べていただくため，聴き取りの回答票のうち，あなたの所属，職名，氏名や，答えていただいた第三者の会社の名前や個人名などについては，公開しない予定です」とある。事業・工事名や地区名などは「公開しない予定」の情報に含まれておらず，解釈上も事業・工事名などは公開できる情報である。

行政の適正な運営に関する重要な調査を行うに当たり，前もって公開しない項目を厳密に定めることなく，その厳密でない取り決めを理由に，県民に重要な情報が一律的に公開されないとなるのは大きな問題である。行政が事務事業を行う際，事前に条件さえつけば，公開を逃れるということにもつながりかねず，広範囲の拡大解釈を招いて「原則公開」という情報公開の理念を崩してしまうおそれがある。

- (7) 実施機関が主張するように今回の開示範囲が最大限かどうかには疑問がある。「職員の所属が推認される程度に具体的な地区名，工事名など」と判断したと思われるが，程度の判断は，不当に広く判断されているおそれがある。インカメラ審理などによって，個別的，具体的に開示範囲の妥当性を判断すべきである。

- (8) 今回の部分開示決定についての異議申立てをしてから意見陳述時点で既に1年2か月以上が経っている。これだけ時間がかかる不服申立ての手續が適正かどうかには疑問がある。

限られた人員で多くの案件を処理しなければならない審査会の現状も理解できる。しかし，時機を失することで取り返しのつかないケースも十分あり得ることを強調したい。情報の重要さ，価値は，「時間」とも密接にかかわっており，迅速な処理を求めたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合す

ると、おおむね次のとおりである。

1 刑事確定訴訟記録写しについて

刑事確定訴訟記録法は、刑事確定訴訟記録の閲覧を保管検察官の処分によるものとし、開示・非開示の要件、開示の手続、不服がある場合の手続等について、自己完結的に規定している。

したがって、刑事確定訴訟記録の閲覧・謄写を許可された行政機関が、当該記録の写しを開示することは、刑事確定訴訟記録法の趣旨・目的に反することになり、本件文書は法令の規定により公開することができないとされている情報に該当する。

以上から、条例第8条第1項第1号を根拠として全部非開示とした。

2 聴き取り対象者一覧表（本件行政文書c）について

本件行政文書cには、調査対象職員の現在の所属、職名、氏名及び調査対象期間である平成9年度から12年度までに在籍した公共工事所管部署の所属、職名が記録されているが、これらの情報は職員の公務遂行情報に当たることから開示している。

他方、本件行政文書fないしiにおいては、第一次調査と第二次調査との相関関係を明らかにするため、職員の全体番号は開示している。

このため、本件行政文書cに記録された全体番号を開示すると、どの職員がどのような回答をしたか（働きかけを受けたか否か、それに応じたか否か等）がすべて明らかになってしまう。

以上から、条例第8条第1項第7号を根拠として、本件行政文書cに記録された職員の全体番号を非開示とした。

3 「聴き取り回答票」「公共工事に関する聴き取り回答票（第二回目）」及び「公共工事に関する聴き取り回答票（第一次聴き取りに基づく再調査）」（本件行政文書f，h，i）について

(1) 「調査対象職員の現在の所属、職名、氏名及び調査対象期間内に在籍した部署の所属、職名」「調査対象職員の所属が推認される程度に具体的な地区名、工事名」その他特定の調査対象職員が識別され得る情報、及び「政治家の氏名、選挙区の地区名」等特定の政治家が識別され得る情報について

本件行政文書f，h，iには、聴取対象職員が回答した内容として、働きかけを受けた相手方、働きかけの対象となった業者名、工事名、働きかけがあった状況等が記録されている。

- イ 「公共工事に関する特別調査」(以下「本件調査」という。)は、職員に事実を述べてもらうため、職員の所属、職、氏名、聴取した第三者の個人名や法人名等について公開しない前提で実施したものであり、この種の調査は、こうした条件があってはじめて実態の把握が可能となるものである。したがって、事後であっても、公開しない前提で聴取した情報を開示することになれば、同種の調査を行う場合に調査の円滑な実施が困難になり、調査の目的が達成できなくなる。
- ロ 何らかの不祥事等に対し、自浄努力として県が実効性のある再発防止策等を講じるためには、実態を正確に把握することが必要不可欠である。この種の内部調査は、捜査権限のない県としては、実態を把握するために唯一有効な方法であり、他にこれを補い得る有効な手立てはない。
- ハ 本件行政文書 c ないし i の中には、実際に働きかけを受け、これに応じたことを認める内容のものも含まれているが、これは、回答内容が開示されないことを前提として聴取対象職員が任意に回答したものと考えられる。
- ニ 職員の倫理的な義務はともかく、実際に職員が述べた内容の真偽を判断する材料が他にない以上、調査の実効性が担保できないことは、抽象的な危惧に止まらず、以後の県政運営に重大な支障を及ぼすものである。
- ホ 本件処分は、職員と知事との約束を根拠に一律に非開示としたものではなく、県民の知る権利を尊重すべく、条例の原則公開の理念に照らして、現実に具体的な支障が予想される情報を除き、最大限開示したものである。
- ヘ 事業名、工事名及び地区名等についても、一律非開示としたものではなく、特定の個人が識別され得る程度まで具体的な場合に限り非開示としたものである。
- ト 開示・非開示は、あくまでも条例の規定に照らして判断すべきものであり、問題性が指摘された行為であるか否か、許容範囲であるか否か等を基準として判断すべきものではない。

以上から、条例第 8 条第 1 項第 7 号を根拠に以下の情報を非開示とした。

- (イ)調査対象職員の氏名、本件調査時点での所属、職名及び本件調査対象期間中に在籍した部署の所属、職名
- (ロ)調査対象職員の所属が推認される程度に具体的な地区名、工事名その他特定の調査対象職員が識別され得る情報
- (ハ)政治家の氏名、選挙区の地区名等特定の政治家が識別され得る情報

- (2) 「県職員 O B , 法人の従業員の氏名」等、特定の民間人が識別され得る情報
本件行政文書 f , h , i に記録された民間人の氏名等は、個人に関する情報であって、条例第 8 条第 1 項第 2 号ただし書イ又はロのいずれにも該当しないため、

同項第2号本文に該当する。また，上記(1)と同様の情報でもある。

以上から，条例第8条第1項第7号及び同項第2号を根拠に，民間人の氏名等の個人情報を非開示とした。

(3) 「会社名，業界団体名」等，特定の法人等の名称が識別され得る情報

本件行政文書 f，h，i に記録された法人等の名称等が，事実確認ができないままに開示されると，当該法人等が行った行為が客観的事実であるとの誤解を招くおそれがあり，当該法人等の社会的評価が損なわれると認められる。また，上記(1)と同様の情報でもある。

以上から，条例第8条第1項第7号及び同項第3号を根拠に社会的評価が損なわれると認められる特定の法人等の名称が識別され得る情報を非開示とした。

4 集計票（本件行政文書 g）について

本件行政文書 g には，上記3の本件行政文書 f，h，i に記録された情報が要約された一覧として記録されている。

なお，本件行政文書 g には，聴取対象職員が回答した内容が本件行政文書 c と個々に対応する形で記録されているため，本件行政文書 c に記録された情報と一致する部分を開示すれば，どの職員がどのような回答をしたかがすべて明らかとなる。

以上から，上記3(1)ないし(3)と同様の情報について同様の根拠で非開示とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は，「地方自治の本旨にのっとり，県民の知る権利を尊重し，行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより，「県政運営の透明性の一層の向上を図り，もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに，県民による県政の監視と参加の充実を推進し，及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し，公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり，原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は，この原則公開の理念に立って，条例を解釈し，以下判断するものである。

2 「公共工事に関する特別調査」について

平成10年に発覚した石巻農林振興事務所における入札妨害事件については，平成13年4月に，仙台地方裁判所から発注者側の県も関与する談合が恒常化していたとの認識が判決の中で示された。

このため、県では、副知事及び総務部、産業経済部、土木部等の次長、課長の計13人で調査チームを立ち上げ、平成13年5月14日から同年7月30日までの間、

平成9年度から平成12年度までに発注した公共工事12,776件に携わった幹部職員に対して、具体の事業名等を示して第一次調査を実施し(対象者270人)、さらに一部職員には第二次調査を実施し(対象者37人)、また、関連する調査測量設計についても、いわゆる本命業者の推薦等の違法・不当行為がなかったかについて本件調査を行った。

なお、事実を述べてもらうため、対象者には、その所属、職名、氏名や、回答した第三者の会社名や個人名などは公開しないことを前提として、調査を行った。

本件調査の結果は、「公共工事に関する特別調査報告書」にまとめられ、平成13年7月31日に公表されたが、本件行政文書は、本件調査に係る一連の文書である。

3 審議の方法について

異議申立人の主張を総合すると、異議申立人は条例第8条第1項第7号を根拠に非開示とされた部分について疑義があることが明らかである。また、実施機関は、本件行政文書bの「刑事確定訴訟記録写し」(条例第8条第1項第1号を根拠に非開示)以外の、部分開示とした本件行政文書c、f、g、h及びiについて、条例第8条第1項第7号を非開示理由としている。

なお、本件行政文書fないしiについては、条例第8条第1項第7号該当のほか、個人情報については同条同項第2号該当を、法人等の情報については同項第3号該当を併せて非開示理由としている。

以上のことから、審査会としては、まず、条例第8条第1項第7号の該当性について検討し、その後、同項第2号及び第3号の該当性について検討し、最後に、「刑事確定訴訟記録写し」の条例第8条第1項第1号該当性について検討することとする。

4 条例第8条第1項第7号の該当性について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

本件調査は、実施機関が、平成9年度から平成12年度までに発注した公共工事に従事した当時の幹部職員に、公共工事の発注等の運用状況及び職員と第三者との接触状況等について聴き取り調査を行ったものであるが、調査対象職員への通

知文書には、留意事項として「なお、事実を述べていただくため、聴き取り回答票のうち、あなたの所属、職名、氏名や、答えていただいた第三者の会社の名前や個人名などについては、公開しない予定です。」(以下「本件条件」という。)と明記されている。

これに関して、実施機関は、本件調査は、職員に事実を述べてもらうため、職員の所属、職、氏名、聴取した第三者の個人名や法人名等について公開しない前提で実施したものであり、この種の調査は、本件条件があってはじめて実態の把握が可能となるものであり、事後であっても、本件条件により公開しないこととされた情報を開示することとなれば、同種の調査を行う場合に調査の円滑な実施が困難になり、調査の目的が達成できなくなる旨を主張しているため、この点について検討する。

本件行政文書を見ると、公共工事の発注等の運用状況及び職員と第三者との接触状況等について、個人や法人の実名も含め、相当に詳細な状況等が記載されている。異議申立人が主張するように、公開されてもやむを得ないと考えて回答した職員がいた可能性は否定できないとしても、回答内容が自らの職務上の不正行為の告白になることも想定される状況下でのこれら職員の回答内容からすると、本件条件が、職員が事実を回答するに当たっての大きな後押しとなり得たことは十分に考えられる。

そして、不祥事等に関し、県の自浄努力として実効性のある再発防止策等を講じるためには、正確な実態を把握することが必要不可欠であることは言うまでもないところである。そのため、実施機関が、職員に本件条件を示さなければ、回答内容が自らの職務上の不正行為の告白になることも想定される状況下で、職員からの回答により実態を把握するという本件調査の実効性が担保できないと判断したとしても、やむを得ないと考えられるところであり、このような条件を付することには合理的な理由があったと認められる。審査会としては、強制力をもって真相を追究する権限を有しない県が実態を把握するため、非公開の条件を付してこの種の内部調査を行うという手法は、その非公開の理由が合理的なものである限りにおいて、やむを得ないものとする。

なお、異議申立人は、本件調査の結果として懲戒処分などの不利益処分が実施され、既に職員が将来の同種の調査に正直に答えにくい状況が発生しており、実態把握に必要な前提が既に崩れている旨を主張している。しかし、県としては職員の非違行為が判明した以上、懲戒処分を行うことは当然であり、職員としても懲戒処分を受ける可能性は十分予想していたものと考えられる。また、懲戒処分を受けた職員の氏名は公表されていないことから、実態把握に必要な前提が崩れているという異議申立人の主張を採用することはできない。

以上検討したとおり、合理的な理由に基づいて本件条件を付した情報について開示することとなれば、当該条件を前提として回答した職員との間の信頼関係を

損なうこととなり，その結果今後の同種の調査に支障が生じると認められる。

以下，上記の判断を前提として，非開示とされた情報について個別に検討する。

(1) 本件行政文書 c について

本件行政文書 c のうち実施機関が条例第 8 条第 1 項第 7 号で非開示としているのは，調査対象職員（本件処分において開示されている。）ごとに付された全体番号であり，個々の番号と特定の調査対象職員とは一対一で対応している。この番号は，本件行政文書 f ないし i にも記載されているが，これらについては，第一次調査と第二次調査，第一次調査に基づく再調査という相関関係を明らかにするために本件処分において開示されている。このため，本件行政文書 c に記録された全体番号を開示すると，その番号に対応する特定の調査対象職員が，本件行政文書 f ないし i においてどのような回答をしたのかが明らかになり，本件条件により公開しないとされた情報を開示することとなる。

したがって，本件行政文書 c に記録された全体番号は，公開することにより今後の同種の調査に支障が生じると認められることから，条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当し，非開示とすることが適当である。

(2) 本件行政文書 f ないし i について

本件行政文書 f ないし i のうち実施機関が条例第 8 条第 1 項第 7 号で非開示としているのは，以下の情報である。

- イ 調査対象職員の氏名，本件調査時点での所属，職名及び本件調査対象期間中に在籍した部署の所属，職名
- ロ 調査対象職員の所属が推認される程度に具体的な地区名，工事名その他特定の調査対象職員が識別され得る情報
- ハ 政治家の氏名，選挙区の地区名等特定の政治家が識別され得る情報
- ニ 県職員 O B ，法人の従業員の氏名等特定の民間人が識別され得る情報
- ホ 会社名，業界団体名等特定の法人，団体の名称が識別され得る情報

これらの情報は，本件調査の実効性を担保するために事前に付された本件条件において公開しないこととされている情報そのものであり，その限りにおいては，公開することにより今後の同種の調査に支障が生じると認められることから，条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当し，非開示とすることが適当である。

しかし，実施機関が調査対象職員が識別され得ることを理由に非開示とした情報のうち，ある程度知識のある一般人が最大限調べて知り得る情報を組み合わせても特定の職員が識別され得ない別表 1 に掲げる情報については，公開しても本件条件で公開しないこととされている情報を開示したことにはならず，今後の同種の調査に支障が生じると認められないことから，条例第 8 条第 1 項第 7 号に該

当せず，開示することが適当である。

また，上記二及びホについて，実施機関は条例第 8 条第 1 項第 7 号のほか，それぞれ同項第 2 号及び第 3 号を非開示とした根拠としている。この点について検討すると，特定の民間人が識別され得ない情報，あるいは特定の法人等の名称が識別され得ない情報又は特定の法人等の名称が識別され得る場合であっても，当該法人等の正当な利益が損なわれると認められない情報については，公開しても今後の同種の調査に支障が生じると認められないことから，条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当せず，開示することが適当である。

したがって，個人情報及び法人等の情報については，以下において，条例第 8 条第 1 項第 2 号該当性及び同項第 3 号該当性を検討する。

5 条例第 8 条第 1 項第 2 号の該当性について

条例第 8 条第 1 項第 2 号は，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き，実施機関は，行政文書の開示をしなければならないと規定している。これは，行政文書の開示による当該行政文書に記載されている第三者の権利利益の侵害を確実に回避し，個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため，個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり，また，条例第 3 条第 1 項後段は，実施機関に，個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることを義務付け，その保護の徹底を図っている。

しかし，特定の個人が識別され，又は識別され得る情報の中にも，例外的に保護する必要がない情報として，条例第 8 条第 1 項第 2 号ただし書は，「イ 法令の規定により又は慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）である場合において，当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員の職，氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については，同号本文に該当する場合であっても，行政文書の開示をしなければならないと規定している。

実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号で非開示としているのは，本件行政文書 f ないし i における県職員 O B，法人の従業員の氏名等特定の民間人が識別され得る情報であるが，審査会がこれらの情報を個々に検討したところ，これらはいずれも個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれがある情報と認められ，また公表が予定されてい

る情報であるとか、公務員の職務遂行に係る情報ではないと認められることから、条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当し、同号ただし書に該当せず非開示とすることが適当である。

6 条例第 8 条第 1 項第 3 号の該当性について

条例第 8 条第 1 項第 3 号本文は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。また、同号ただし書は、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

条例第 8 条第 1 項第 3 号本文に規定する「権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは、生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報若しくは経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、法人等若しくは事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの又は法人等若しくは事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報をいうと解される。

実施機関が条例第 8 条第 1 項第 3 号で非開示としているのは、本件行政文書 f ないし i における会社名、業界団体名等特定の法人、団体の名称が識別され得る情報である。審査会がこれらの情報を個々に検討したところ、本県内に存する建設業に係る業界団体の名称については、公開すると特定の法人等の名称が識別され得るものではあるが、これは、本件調査における事情聴取の中で調査対象者が一方的に回答した情報にすぎず、当該団体を構成する個々の法人や特定個人の氏名が明らかになるわけではなく、また、何らかの風評が立つことは否定できないとしても、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるほどの影響を及ぼすとまでは言えないと認められる。この点につき、実施機関は当該業界団体の名称を開示した場合、当該団体の社会的評価等を損なうおそれがあることを懸念しているが、それは抽象的な危惧にすぎないものと言うべきである。

したがって、公開することにより、当該業界団体の名称が識別されることとなるが、そのことをもって当該団体の正当な利益が損なわれるとは認められないことから、条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当しない。それゆえに、当該業界団体の名称は、公開しても本件条件で公開しないこととされている情報を開示したことには

ならず、今後の同種の調査に支障が生じると認められないことから、条例第8条第1項第7号に該当せず、同項第3号に該当しないことと併せて考えると、開示することが適当である。

なお、開示することが適当な当該業界団体の名称が記録されている箇所は、別表2のとおりである。

7 条例第8条第1項第1号の該当性について

条例第8条第1項第1号は、法令（法律、政令、省令その他の命令及び条例をいう。以下同じ。）の規定により公開することができないとされている情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。これは、法令の規定により明らかに公開することができないと定められている情報並びに法令の趣旨及び目的から公開できないと認められる情報は非開示とすることとしたものである。

本件処分において、実施機関は、本件行政文書bの刑事確定訴訟記録写しを条例第8条第1項第1号に該当するものとして非開示としている。

刑事確定訴訟記録については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2の規定によって、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を適用しないこととされ、及び刑事確定訴訟記録法において、その保管、保存及び閲覧に関し必要な事項が定められている。同法は、保管記録の閲覧等を保管検察官の処分にかからしめ、当該処分に不服のある者は、対応裁判所に処分の取消、変更を請求することができるなどと定めるなど（第4条、第8条）、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められている。また、先に刑事確定訴訟記録の閲覧等を許可された宮城県が保有する当該訴訟記録写しについて、本件開示請求により実施機関の判断で開示することが許されるとすると、刑事確定訴訟記録法の当該訴訟記録の閲覧等の手続規定が潜脱されることになる。

このような検討結果を踏まえて考えると、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として本件行政文書bを特定した上で、条例第8条第1項第1号に該当するものとして非開示と判断しているが、本件行政文書bは、刑事確定訴訟記録法に定める独自の手続において閲覧等の可否が判断されるべきものであり、条例第18条第4項の規定により、条例第2章に定める開示請求の規定が適用されない行政文書として、条例の開示請求手続の対象とはならないものとするのが適当である。

8 結 論

以上のとおり、実施機関が非開示とした別表1記載の情報について条例第8条

第 1 項第 7 号を理由に非開示としたこと及び別表 2 記載の情報について同号及び同項第 3 号を理由に非開示としたことは妥当ではない。また、実施機関が刑事確定訴訟記録の写しを条例第 2 章に定める開示請求の規定が適用される行政文書として条例の開示請求手続の対象としたことは妥当ではない。

第 6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙 3 のとおりである。

別表 1

	本件行政文書	全体番号等	開示することが適当な非開示情報	摘 要
1	f	3 6	問11(1)の回答中「不明(は)」の 部分	
2	f	6 1	問11(3)の回答中2行目の第1文字から第8文字までの部分	
3	f	7 8	問9(5)の回答中「実際は 社。」の 部分	
4	f	1 2 6	問9(3)に関する回答中「 の測量関係」の 部分	
5	f	1 4 6	問1(1)に関する回答中「当初予算審議時」の下の非開示情報	
6	f	1 6 0	問1の回答欄で非開示とされた情報のうち「H12市町村 担当課長会議」の 部分	
7	f	1 7 2	問2(5)の回答欄で非開示とされた情報のうち「 は年内発注は」の 部分	
8	f	1 9 4	問6(4)に関する回答中「 課長」の 部分	
9	f	2 1 3	問8(2)に関する回答中「 の会社」の 部分	
10	f	2 2 0	問1の回答欄で非開示とされた「調査委託 件だけ」の 部分	
11	f	2 4 3	様式で回答票の枠下の「 課では」「場合の の在り方」の 部分	
12	f	2 4 8	問1の質問項目の下に記載された「在任 であり」の 部分	
13	f	2 6 3	様式で問1ないし問4を囲んだ面の枠内に記載されている部分	
14	f	2 6 5	問6(4)に関する回答中「 課長」の 部分	
15	h	1 0 (7 0)	問3(4)に関する回答中「8年度に になったとき」の 部分	
16	h	1 2 (7 5)	問4(8)に関する回答中「から への異動」の 部分	
17	h	2 2 (3 3)	問6に関する回答中「主に を担当し」の 部分	
18	i	3 (1 7 2)	問1に関する回答中4行目から5行目にかけての「とか に関して」の 部分	
19	i	6 (8)	問1に関する回答中2行目の「で の建設業者が」の 部分	

注1 「開示することが適当な非開示情報」欄中、「 」は、本件非開示情報の部分である。

2 本件行政文書gで非開示とされた情報のうち、本表の全体番号に対応する同一の情報については、本表における「開示することが適当な非開示情報」とみなす。

3 本件行政文書h及びiについては、括弧のない数字はh及びiにおけるそれぞれの通し番号であり、括弧付き数字が全体番号(再掲)である。

別表2

	本件行政文書	全体番号等	開示することが適当な非開示情報	摘 要
1	f	1 1	問5の回答欄で非開示とされた「県議から 未加入者の」の の部分	
2	f	2 2	問7 - 1の質問項目の下に記載された回答中「 等の団体」の の部分	
3	f	9 7	問11(2)に関する回答中「特に とは」の の部分	
4	f	1 0 9	問11(3)の回答欄で非開示とされた「働きかけ, から」の の部分	
5	f	1 1 3	問9の質問項目の下に「(参考)」として記載された回答中「 が定例的に」の の部分	
6	f	1 2 5	問11(1)に関する回答中2行目の「国が を設立させ」の の部分及び問11(3)に関する回答中1行目の「各ブロックの には」の の部分	
7	f	1 4 0	問2の質問項目の下に記載された回答中「陳情有り()」の の部分及び問9(3)において具体的な名前として記載された名称の部分	
8	f	2 3 5	問4(3)の回答欄で非開示とされた「 から本庁に対する」の の部分	
9	f	2 6 4	問11(2)及び(3)の回答欄で非開示とされた「 の活動のあり方」の の部分	
10	h	1 5 (6 3)	問3(9)に関する回答中1行目の「当時の の考え方」の の部分	
11	h	2 1 (4 2)	問3(9)に関する回答中1行目の「では の支部長」の の部分	
12	h	2 4	問3(9)に関する回答中1行目から2行目にかけての「 の活動の一環として」の の部分	
13	i	7 (1 0 9)	問3に関する回答中「 とは労働安全」及び「 会員の優先は」の の部分	

注1 「開示することが適当な非開示情報」欄中、「 」は、本件非開示情報の部分である。

2 本件行政文書gで非開示とされた情報のうち、本表の全体番号に対応する同一の情報については、本表における「開示することが適当な非開示情報」とみなす。

3 本件行政文書h及びiについては、括弧のない数字はh及びiにおけるそれぞれの通し番号であり、括弧付き数字が全体番号(再掲)である。

別紙3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
13 . 9 . 26	○ 諮問を受けた。(諮問第101号)
13 . 10 . 29	○ 異議申立人から意見書を受理した。
14 . 8 . 22 (第169回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 9 . 11 (第170回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 9 . 26 (第171回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 11 . 11 (第172回審査会)	○ 実施機関から非開示理由等を聴取した。
14 . 11 . 29 (第173回審査会)	○ 異議申立人から意見等を聴取した。
14 . 12 . 16 (第174回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15 . 1 . 30 (第176回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15 . 3 . 3 (第177回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15 . 3 . 20 (第178回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15 . 6 . 3 (第180回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15 . 6 . 24 (第181回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15 . 7 . 15 (第182回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15 . 7 . 28 (第183回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15 . 8 . 4 (第184回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15 . 9 . 22 (第185回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15 . 10 . 7 (第186回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15 . 10 . 28 (第187回審査会)	○ 事案の審議を行った。

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏名	現職	備考
犬飼 健郎	弁護士	会長
遠藤香枝子	主婦	
岡本 勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
木下 淑恵	東北学院大学法学部助教授	
佐々木健次	弁護士	

（平成15年10月28日現在）